

緊急自動車等指定及び届出確認事務処理要領の制定について

平成24年3月19日岩交企第84号警察本部長

[沿革] 平成26年11月岩交企第593号改正

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項に規定する緊急自動車及び第14条の2に規定する道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）に関する公安委員会の指定及び届出確認事務は、岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）及び道路交通法令施行手続に関する訓令（昭和50年岩手県警察本部訓令第17号）に基づき運用しているところであるが、事務手続等の適正運用及び迅速化を図るため、この度、別添「緊急自動車等指定及び届出確認事務処理要領」を制定し、平成24年4月1日から施行するので、誤りのないようにされたい。

なお、「緊急自動車等指定及び届出確認事務処理要領の制定について」（平成13年3月22日付け岩交企発第55号）は廃止する。

別添

緊急自動車等指定及び届出確認事務処理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第13条第1項に規定する緊急自動車及び第14条の2に規定する道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）について、公安委員会の指定及び届出確認（以下「指定等」という。）に関する必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 指定等申請等の受理手続について

1 指定等申請等の受理（岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号。以下「細則」という。）第9条第1項、第9条の2、第9条の3第1項及び第9条の4関係）

(1) 指定等申請書等

緊急自動車等指定申請書（細則様式第2号）又は緊急自動車等届（細則様式第4号の2）（以下「申請書等」という。）2部に、自動車検査証の写し1通を添付させるものとする。

(2) 民間業務委託等と使用者の関係

令第13条第1項第9号に定める緊急自動車及び令第14条の2第2号に定める道路維持作業用自動車の指定申請を受理するに当たっては、道路の管理者から業務委託を受け、道路の管理者の業務を遂行する者においては、道路の管理者を申請者とする指定申請書2部と委託契約書の写し等その事実を証明する書類を提出させること。

なお、申請書等の提出先は、細則第2条の規定により申請者の住所地（法人にあっては当該車両を管理する主たる事務所の所在地）を管轄する警察署とされているが、申請者が他の都道府県に住所又は主たる事務所の所在地を有する者にあつては、使用の本拠の位置を管轄する警察署とすること。

2 指定等に係る自動車の調査等（道路交通法令施行手続に関する訓令（昭和50年岩手県警察本部訓令第17号。以下「訓令」という。）第8条第1項及び第2項又は第9条第1項及び第2項関係）

(1) 申請書等の審査

申請者又は申請代行者（以下「申請者等」という。）から緊急自動車等の指定申請又は届出（以下「指定申請等」という。）を受理するに当たっては、申請書等の記載内容に事実との相違がないか確認するとともに別表「緊急自動車等一覧表」に基づき、諸要件の充足性について審査すること。

(2) 指定申請等に係る自動車の調査確認

指定申請等に係る自動車が、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第49条又は第49条の2に定める構造、装置及び塗色並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第6条の2に定める塗色につき、次に掲げる基準の適合の有無について調査確認をすること。

ア 緊急自動車

(ア) サイレン

サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20メートルの位置において、90デシベル以上120デシベル以下であること。

(イ) 警光灯

警光灯は、前方300メートルの距離から点灯を確認できる赤色のものであること。

(ウ) 車体の塗色

車体の塗色は、令第13条第1項第1号及び第1号の3に該当する自動車にあつては朱色、第1号の2、第1号の4、第1号の5、第8号、第8号の2及び第11号に該当する自動車にあつては白色であるが、その他の自動車にあつては、塗色の基準は、定められていない。

なお、規則第6条は、専ら交通の取締りに従事する自動車についての塗色の指定である。

イ 道路維持作業用自動車

(ア) 灯火

黄色の点滅式のものであり、150メートルの距離から点灯を確認できるものであること。

(イ) 車体の塗色

車体の塗色は、令第14条の2第2号に該当する自動車にあつては、車体の両側面及び後面の幅15センチメートルの帯状かつ水平の部分を白色に、車体のその他の部分を黄色に、それぞれ塗色したものであり、令第14条の2第1号に該当する自動車にあつては、塗色の基準は、定められていない。

(3) 緊急自動車等指定等申請済証明書の交付

指定申請等に係る自動車を審査した結果、緊急自動車等に該当すると認められたときは、提出された申請書等2部のうち1部の下欄の余白に、公安委員会に指定等の申請済みであることを証明した様式第1号の表示印を表示し、申請者等に交付すること。

なお、指定等申請済証明書は、当該自動車が未検査（登録）のため、運輸支局の検査（登録）のための提示書類であるところから、緊急自動車等として有効な自動車検査証が交付されている自動車については、交付しないこと。

(4) 指定申請等に係る自動車を提示しなかった場合の措置

指定申請等を受理するに当たり、これに係る自動車が長距離運行することが困難な場合等にあつては、自動車の提示に換え、当該自動車の仕様書及び車体の塗色を明らかにした写真（正面、後面及び両側面を撮影したカラー写真）を提出させて確認することができるものとする。

3 申請書等の進達（訓令第8条第1項及び第9条第1項関係）

警察署長は、前記第2・2・(1)及び(2)の調査を実施し、自動車検査証の写し等が提出された申請書等は、様式第2号により速やかに公安委員会に進達すること。

4 指定証等の交付（細則第9条第2項、第9条の2及び第9条の3第2項及び第9条の4、訓令第8条第3項及び第9条第3項関係）

警察署長は、公安委員会から様式第3号とともに送付を受けた緊急自動車等の指定証（細則様式第3号）又は届出確認証（細則様式第4号の3）（以下「指定証等」という。）は、指定等の区分に従い緊急自動車等指定簿（訓令様式第4号）又は緊急自動車等届出受理簿（訓令様式第5号）（以下「指定簿等」という。）に登載し、速やかに申請者等に交付すること。

この場合において、受領者の署名を様式第3号に行わせた後、警察本部へ送付するものとし、指定簿等には、交付年月日、受領者名等を記載し、原則として主管課長から確認印（完結決裁）を受けること。

なお主管課長が不在の場合は、副署長、次長から受けることができることとする。

第3 指定証等の記載事項等の変更手続等

1 記載事項の変更届（細則第9条第4項、第9条の2、第9条の3第4項及び第9条の4、訓令第8条第4項及び第9条第4項関係）

緊急自動車等の指定証を受けた自動車の使用者は、指定証等の記載事項のうち、使用者の住所及び名称又は自動車の登録番号若しくは使用の本拠の位置及び名称に変更のあった場合は、速かに公安委員会に緊急自動車等指定証記載事項変更届（細則様式第3号の2）又は緊急自動車等届出確認証記載事項変更届（細則様式第4号の4）（以下「記載事項変更届」という。）1部を提出して、届出をしなければならないことと定められているので、記載事項変更届を受理した警察署長は、指定証等の記載事項を訂正又は新たな指定証等を作成し、左下欄外余白に朱書きで記載事項変更の日付と「記載事項変更」と記載して交付した後、様式第2号に記載事項変更届及び訂正後の指定証等の写しを添えて公安委員会に報告すること。

2 再交付申請（細則第9条第5項、第9条の2、第9条の3第5項及び第9条の4、訓令第8条第5項及び第9条第4項関係）

緊急自動車等の使用者は、指定証等を亡失、滅失、汚損し又は破損した時は、公安委員会に緊急自動車等指定証再交付申請書（細則様式第3号の3）又は緊急自動車等届出確認証再交付申請書（細則様式第4号の5）（以下「再交付申請書」という。）1部を提出して、再交付を受けることができるとされているので、再交付申請書を受理した警察署長は、再作成した指定証等の右上欄外余白に朱書きで再交付の日付と「再交付」と記載して交付した後、様式第2号に再交付申請書及び再交付した指定証等の写しを添えて公安委員会に報告すること。

3 返納届（細則第9条第6項、第9条の2、第9条の3第6項及び第9条の4、訓令第8条第6項及び第9条第4項関係）

緊急自動車等の使用者は、指定等にかかる自動車を譲渡し、用途を変更し、若しくは廃車するなど緊急自動車等として使用しなくなったとき又は再交付を受けた後において亡失した指定証等を発見若しくは回復したときは、指定証等を公安委員会に返納することと定められているので、警察署長は、緊急自動車等指定証返納届（細則様式第4号）又は緊急自動車等届出確認証返納届（細則様式第4号の6）（以下「返納届」という。）1部を受理したときは、サイレン、警光灯及び黄色の灯火の除去を確認し、様式第2号に返納届及び返納された指定証等を添えて公安委員会に進達すること。

なお、病院を廃業するなど、緊急自動車を所有する資格がなくなったとき又は使用

の本拠の位置を他の都道府県に変更したときは、「使用しなくなったとき」に該当するので、返納手続をとらせること。

第4 台帳の整理

緊急自動車等の指定等の区分により指定簿等を分類したものを台帳として備え、再交付申請書又は記載事項変更届を受理した都度整理すること。